

歩道防護施設等承認申請の手引き

◆本書をよく読んで申請してください

★既存施設利用を含め復旧は区の標準断面としてください

既に乗入れ施設が存在しても申請書は提出してください

- 1 申請書類は、正・副・控え 計3部をA判で作成して提出してください。
(控えは、受付印を押してお返しします。提出された正・副の書類はお返ししません。)
- 2 申請受付から承認までには、約2週間程度かかります。余裕をもって申請の手続きをしてください。
- 3 本申請と同時に着手完了届（別様式）を提出してください。
- 4 申請書の住所や工事場所の記載は、すべて住居表示で記入してください。
- 5 申請時の留意事項
 - ① 申請書類のうち副本の委任状、誓約書等はコピーでも良いですが、写真についてはカラーとしてください。デジタルカメラなどからのカラー印刷は可です。
◇写真上に、防護範囲を朱線で表示してください。
 - ② 歩道の切下げ幅は、工事車両の乗り入れに必要な最小限で計画してください。
◇最大延長 7.2メートルで2箇所までです。
斜め乗り入れ及び車道交差点部からの乗り入れは不可です。
 - ③ 延長が7.2メートルを越えての設置、街区のコーナー及び横断歩道から5メートル以内や交通量の多い箇所等での設置については、事前に所轄警察署と協議し、確認書（別様式）または議事録等を提出してください。
 - ④ 切下げ箇所の両端には、防護柵（1m以上）またはボラードの設置を原則とします。
 - ⑤ 沿道掘削、L形防護、街路樹一時撤去、街路灯一時撤去・移設等を要するときは、別途申請が必要です。
 - ⑥ 街路樹、街路灯、防護柵等の撤去・移設は、極力回避するよう計画してください。
 - ⑦ その他現場前面道路で、工事の施工に支障となる物件を調査し、現況平面図等に図示してください。
(雨水桝、街路灯、掲示板、郵便ポスト、人孔、下水桝、ハンドホール、交通標識、防護柵、パーキングメーター等)
 - ⑧ 案内図にはインデックスを付けてください。

提出先 中央区環境土木部管理調整課占用係
電 話 3546-5416～8

歩道防護施設等設置承認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 中央区長

申請者（工事施工者）

住 所

氏 名

連絡先

担当者

下記のとおり歩道防護施設等を設置したいので申請します。

記

- | | | | | | |
|---|------|---|-------|----|----|
| 1 | 工事場所 | 中央区 | 丁目 | 番 | 号先 |
| 2 | 設置理由 | ビル 工事に伴う
工事車両の乗り入れのため | | | |
| 3 | 設置面積 | 平方メートル
(認定歩道幅員 メートル×延長 メートル) | | | |
| 4 | 防護柵 | 一時設置延長 | メートル | 支柱 | 本 |
| | | 一時撤去延長 | メートル | 支柱 | 本 |
| 5 | 設置期間 | 令和 年 月 | 承認日から | | |
| | | 令和 年 月 | 日まで | | |
| 6 | 添付書類 | (1) 委任状
(2) 復委任状
(3) 誓約書
(4) 現地案内図
(5) 工事車両出入り口位置図
(6) 現況平面図及び立面図
(7) 施工予定平面図及び立面図
(8) 施工詳細図（区で配付したもので可）
(9) 現況カラー写真（正面及び側面の写真） | | | |

委 任 状

令和 年 月 日

(宛先) 中 央 区 長

建築主
住所

氏名

印

私は、中央区 丁目 番 号先に係る工事車両 乗入れに伴う歩道防護施設等設置自費工事について、この工事の施工及び復代理人の選定に関する事項を下記の者に委任します。

記

- 1 住所又は所在
- 2 氏名又は代表者名

復 委 任 状

令和 年 月 日

(宛先) 中 央 区 長

委任者（工事施工者）

住所

氏名

印

私は、中央区 丁目 番 号先に係る工事車両乗入れに伴う歩道防護施設等設置自費工事について、この工事の施工に関する現場監督を下記の者に委任します。

記

1 所属（会社名、支店名及び職名）

2 氏名

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 中 央 区 長

工事施工者

住所

氏名

印

建 築 主

住所

氏名

印

下記工事に伴う歩道防護施設、防護柵の一時設置及び撤去の施工、若しくはＬ形防護施設等の設置の施工及び工事車両の乗入れについては、中央区環境土木部管理調整課の承認条件に従い危険防止はもちろんのこと、道路管理上支障のないように努めます。

万一、歩道防護施設等若しくはＬ形防護施設等の設置期間中に工事車両乗入れ等に起因して、道路、道路付属物、地中埋設物等の破損、道路の沈下その他の損傷が生じた場合は、速やかに中央区環境土木部道路課（以下、道路課という。）へ連絡します。

また、この損傷等については、道路課の指示で直ちに復旧し、復旧に要した経費に関しては、工事施工者又は建築主で負担いたします。

工事完了の際は、工事施工者又は建築主の負担で直ちに復旧し、新たに駐車場、車庫等ができる場合は歩道防護施設等については歩道補強縁石切下げ等承認申請を、Ｌ形防護施設等についてはＬ形補強縁石切下げ等承認申請をいたします。

なお、切下げ箇所に駐車場、車庫等を新たに設置しない場合は、道路課の指示に従い、中央区道路工事標準構造図集で復旧いたします。

あわせて、同一施工者、同一建築主により解体工事に引続き新築工事を期間延伸の手続きで行う場合は、新築工事についても上記のとおり誓約いたします。

記

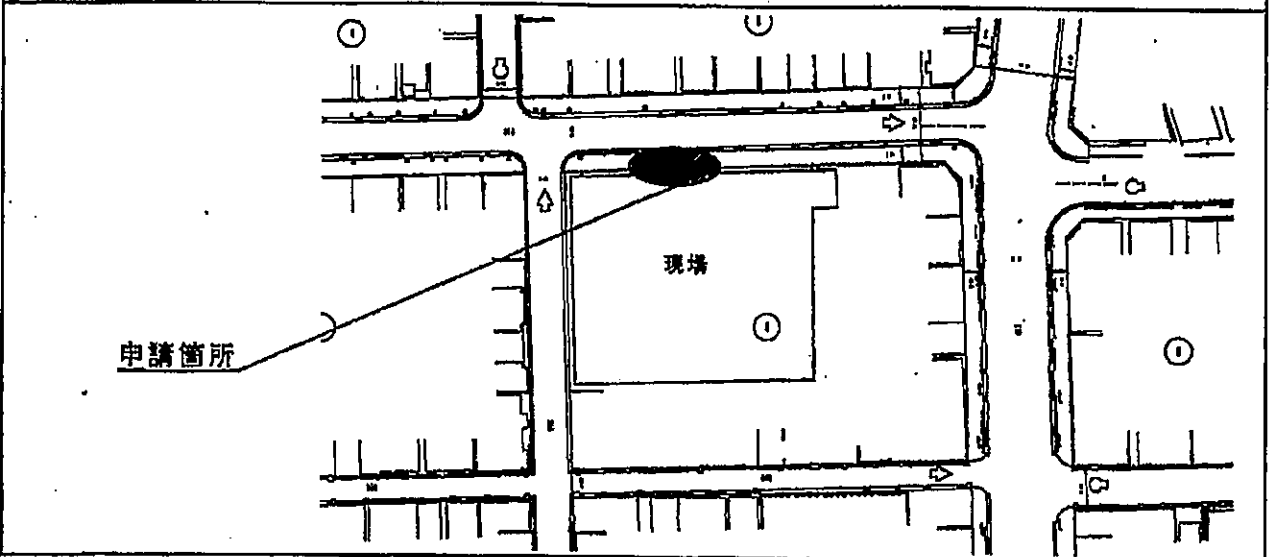
1	工 事 名 称		ビル	工事
2	歩道防護施設等若しくはＬ形防護施設等の設置位置	中央区	丁目	番 号 先

案内図

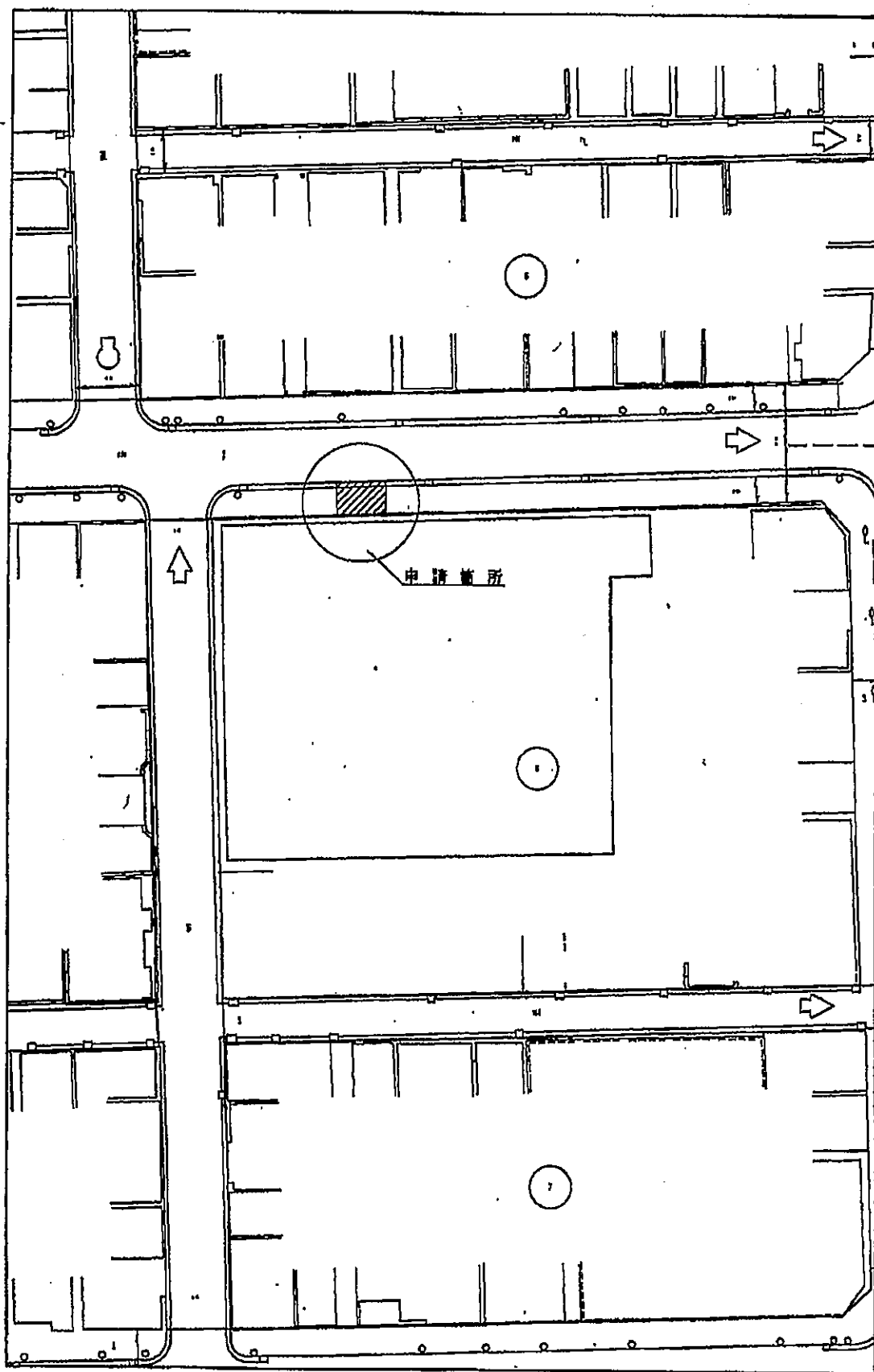
見本

現場名 (仮称) ○○ビル建設工事

住所 中央区○○町○丁目○○番○号

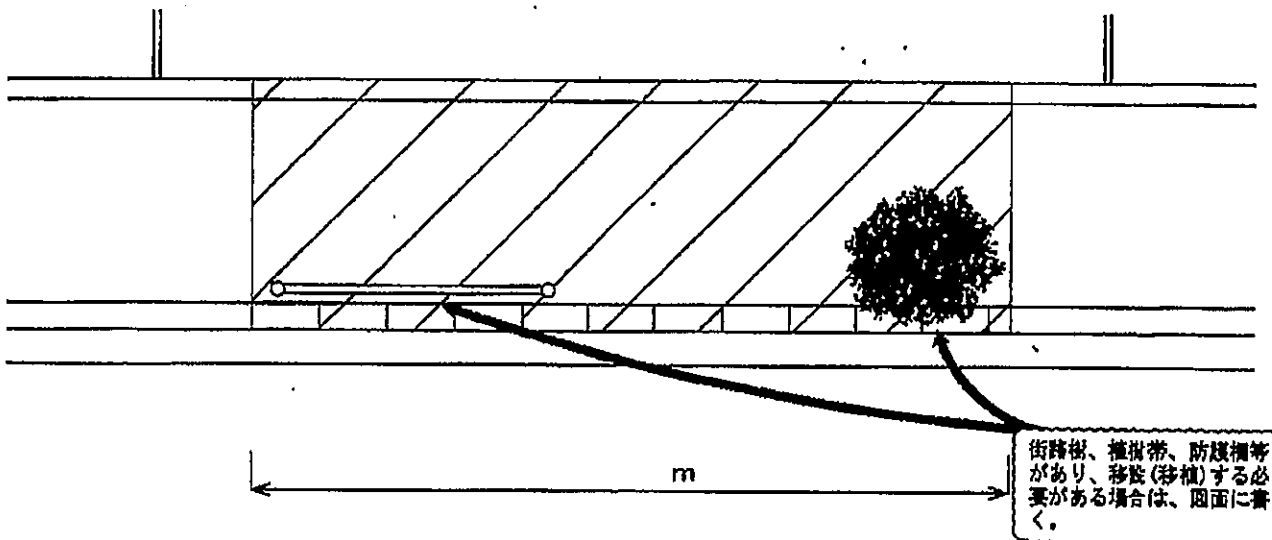


位置図：S=1:500 住所



◆ 申請（工事）場所 中央区

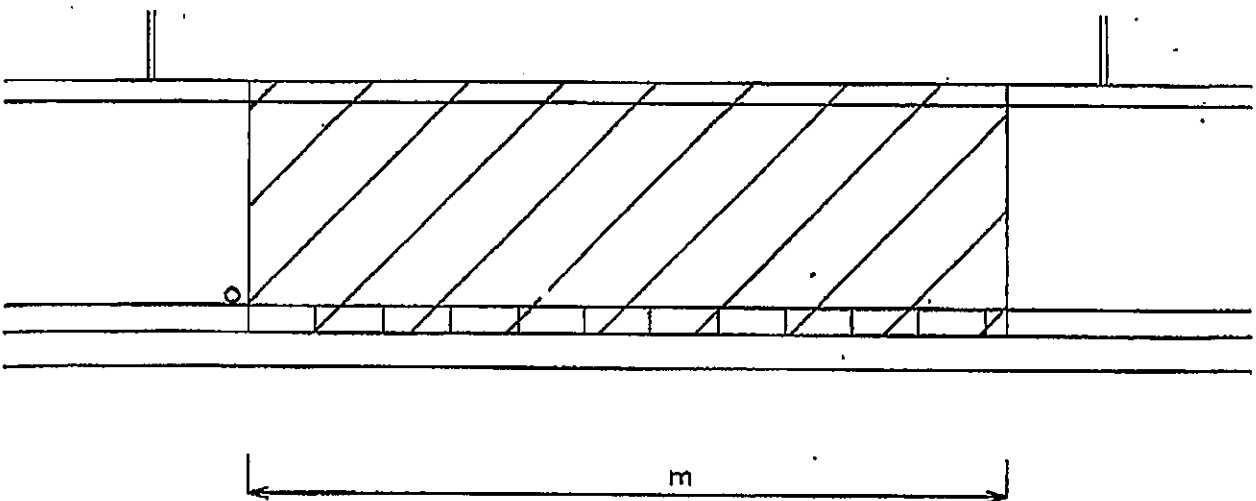
現況平面図



現況立面図



施工平面図



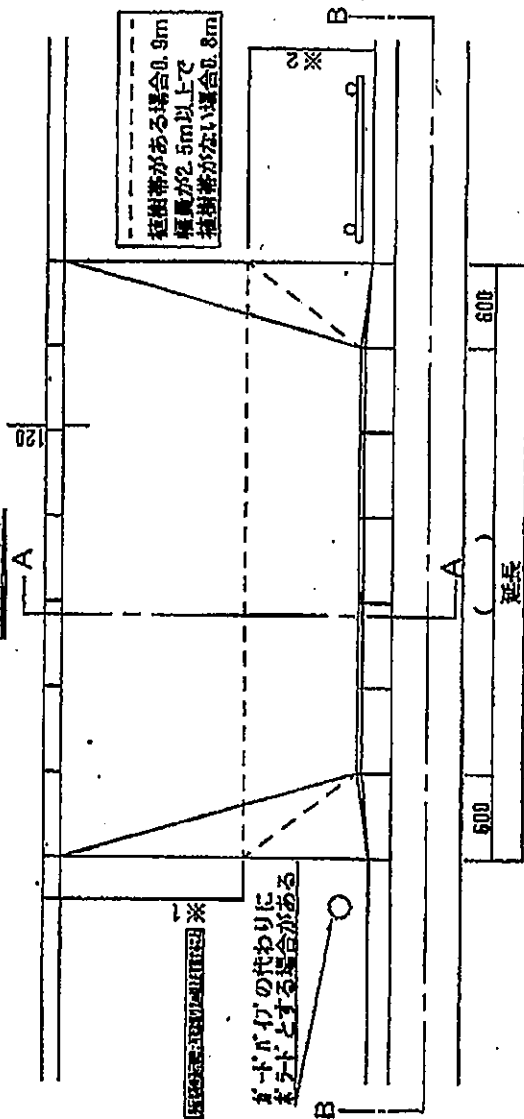
ガードパイプまたはボラードを設置。

施工立面図

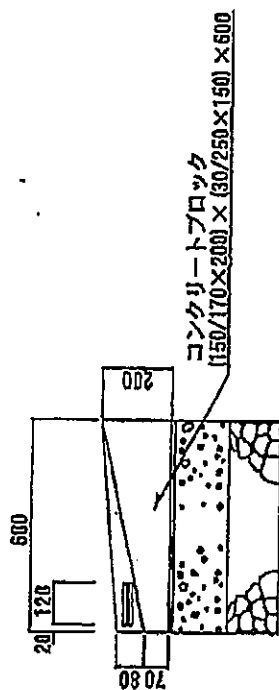


歩道防護施工詳細図 (マウンドアップ型)

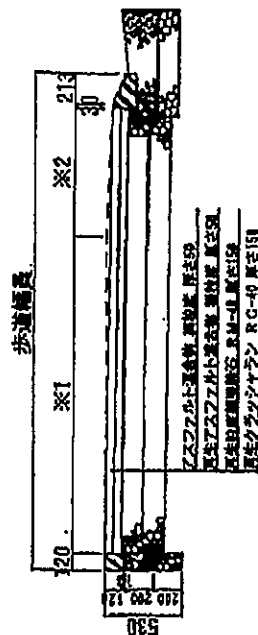
平面図



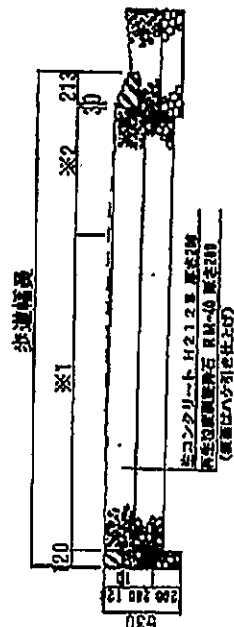
すり合わせ部詳細



A-A 断面図 1
(アスファルト舗装)

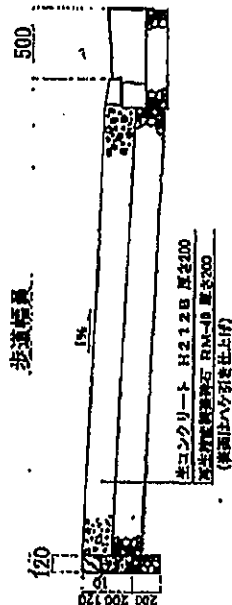


A-A 断面図 2
(コンクリート舗装)

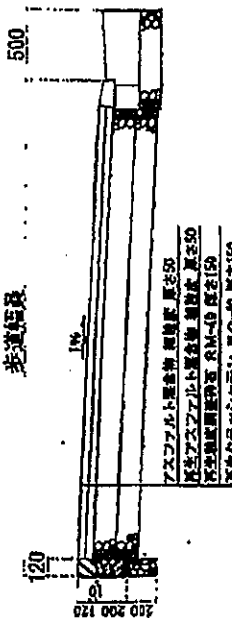


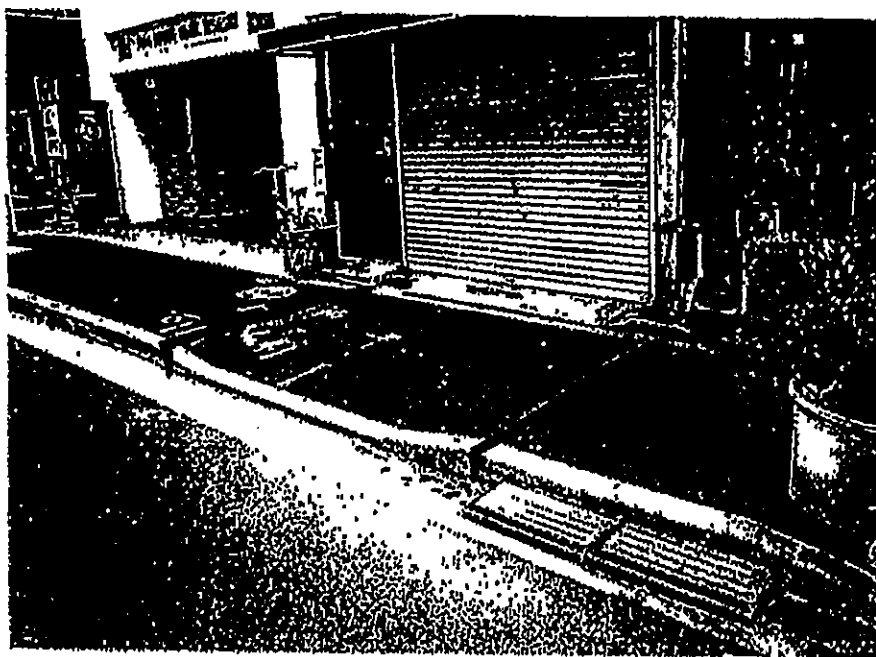
[illegible]

A—A 断面図 2
(コンクリート部)



A-A 断面図 1
(アスファルト舗装)

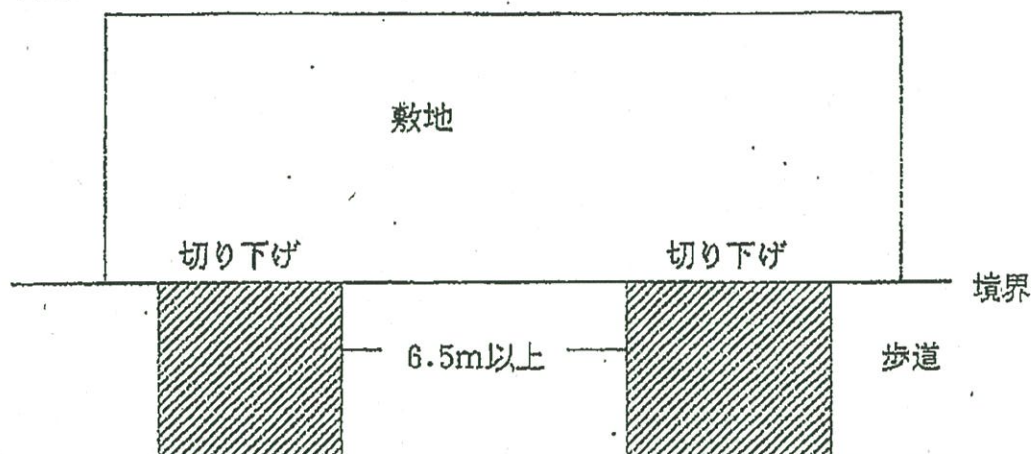




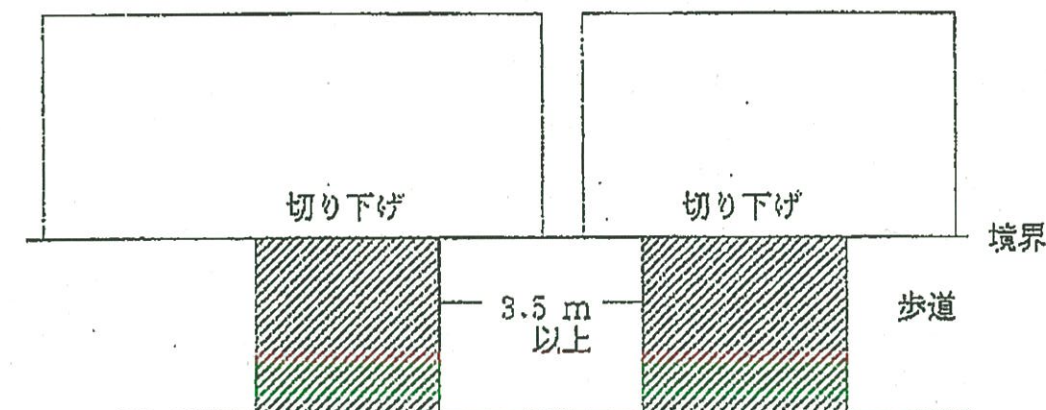
◎ 歩道切り下げ

切り下げ幅は最大7.2メートルで、間口以上広く作ることはできない。

原則として斜め切り下げは不可。



※ 同一施設に2箇所切り下げを行う場合、間隔は6.5メートル以上
あなければならない。(3箇所以上は許可しない)



※ 隣接した施設にそれぞれ切り下げを行う場合、間隔は3.5メートル以上
あなければならない。

※ 横断歩道との間隔は、5.0メートル以上。すみ切りについては警察の承認を必要とする。

◎ 原則として、切り下げの両端にはそれぞれ1メートル以上のガードレールを設置しなければならない。